

制定 平成 30 年 11 月 27 日  
都市計画部長決定

**無接道敷地に対する認定に関する基準**  
**(建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号に関する認定基準)**

**第 1 趣旨**

この基準は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の運用に当たり、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるための取扱いについて定めることにより、事務の適正な執行を図るものとする。

**第 2 認定の対象**

申請者は、敷地に所有権等の権利を有し、又は取得予定であることとする。

**第 3 基準**

法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定については、国土交通省令に定める基準のほか、次に掲げる条件の全てを満たすこととする。

- (1) 法第 43 条第 2 項第 1 号に規定する道（以下「道」という。）の管理者が国若しくは地方公共団体であること又は道が公共の用に供されるものであることが確認できること。
- (2) 道を前面道路とみなした場合に、法、法に基づく命令、東京都条例及び新宿区条例の規定に適合すること。

**附 則**

この基準は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。